

東北技術検定研修協会 学則

第1章 目的

第一条 東北技術検定研修協会は、各種国家資格試験を取得するために講座を開催し、主として工事の工程、品質、安全管理等、当該工事の施工管理を的確に行うための必要な技術を習得し、もってその技術者の育成確保を目的とする。

第2章 組織

第二条 研修協会の事務組織一覧は次の通りとする。

第三条 研修協会に、会長を置き、通学生及び通信制の学事を統括する。

第四条 会長は、通信制、通信制、通学性の学事を統轄する。

第五条 通学制及び通信制の部長はそれぞれの学事を統轄する。

第六条 教務課に、専任講師、非常勤講師を置く。

第七条 専任講師及び非常勤講師は、相当する教育訓練の研修、資格取得のために講義及び実技等の訓練を行う。

第8条 研修協会に、学務委員会を置き次の内容を検討する。

- (1) 当該年度の研修講座予定
- (2) 当該年度におけるカリキュラムの決定
- (3) 各種国家試験情報に関する検討
- (4) その他、会長が指示した事項に関する検討

2 学務委員会は、部長が招集し、その構成は部長と専任講師とし、必要がある場合、非常勤講師も参加する場合がある。

3 学務委員によって検討した内容は、速やかに会長に報告しなければならない。

第9条 教務課および庶務課の業務の概要は次の通りとする。

(1) 教務課

- ・学習指導
- ・添削指導
- ・模擬テストの企画・実施
- ・終了認定
- ・その他学務に関するもの

(2) 庶務課

- ・受講申込に関するもの
- ・教材の発送手配
- ・学費の総合管理
- ・領収書の発行
- ・各種証明書（終了・受講）の発行

第10条 通学制および通信制の事務局を仙台市青葉区二日町13-26ネオハイツ勾当台2Fに置く。

第3章 研修課程

第11条 本研修協会の研修カリキュラム（日程含む）は、年度ごとに作成し、その都度研修講座案内の中で明らかにする。

第12条 通学制の場合の研修については、下記のとおりとする。

- (1) 研修講座教室は、本社教室の他、他会場を使用する。
- (2) 講座の開始日は、その年度の研修講座案内のなかで明らかにする。
- (3) 講座の修了日は、その年度の研修講座案内の中で明らかにする。

第13条 通信制の場合の研修については、下記の通りとする。

(1) 研修は次の方法によって行う。

- a 放送授業（ビデオ／DVD講座）
- b 放送授業（カセット・CD講座）
- c 面接授業（スクーリング）

(2) 配布されたテキストについては、質疑することができる。ただし、質疑は、所定の質問用紙によってしなければならない。

(3) 通信課題についてはこれを提出し指導を受けなければならない。

(4) 講座の開始日は受講料の納入日とし、講座の期間は3ヶ月以上、かつ、11ヶ月未満（開始日から11ヶ月経過到達日の前日）とする。

(6) 通信制の受講者は、希望により通学制で行う講座に参加することができる。その場合、事前の許可を必要とする。

第13条の2 通信制の受講者は、希望によりスクーリングを受けることができる。スクーリングの日時、場所は、各受講者に対し別途通知する。

第4章 申込方法と定員

第14条 申込の方法は、研修協会の指定する所定の用紙に必要事項を記入の上、事務局まで申し込むこととする。

第15条 通学制、通信制とも、定員は申込順とし、定員になり次第締め切ることとする。

第5章 研修講座受講料

第16条 受講料、テキスト代等は、前納とする。その他、補助教材を使用する場合は、その都度、別途徴収する。

第17条 前納された費用は、いかなる理由を持ってしても返還しない。

第19条 終了認定基準に達したものは、終了証明書を発行する。終了認定の基準は次の通りとする。

(1) 通学制の場合

その年度の研修講座の出席率が70パーセント以上かつ終了試験が70%以上の正解率であるもの。

(2) 通信制の場合

当該講座の提出課題のうち70パーセント以上かつ終了試験が70%以上の正解率を提出するもの。ただし、第13条の4に定める受講期間が3ヶ月未満の者は適応除外とする。

第7章 退場

第18条 研修講座教室及び研修会場において、他の迷惑となる行為をした場合、退場させることがある。

- (1) 私語をかわし、受講態度に真剣さが見られない。
- (2) 教室及び会場内において飲食をしている場合
- (3) 酒気を帯びて研修に参加した場合
- (4) 大声を発する等、研修教室及び会場の秩序を乱した場合
- (5) その他前項に準ずる行為があった場合

第8章 改廃手続き

第19条 本研修協会の学則の改廃は、第8条の学務委員会によって審議され、会長が決定する。

附則

この学則は、昭和52年2月15日より施行する。

平成6年4月1日に改訂する。

平成12年1月1日に改訂する。

平成14年4月1日に改訂する。

平成22年1月10日に改訂する。

平成25年4月1日に改訂する。